

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月30日 00時57分ごろ
発生場所	静岡県熱海市初島漁港付近 初島灯台から真方位282°560m付近 (概位 北緯35°02.4′ 東経139°10.0′)
事故の概要	漁船第十一生栄丸は、北東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一生栄丸、19.98トン
船舶番号、船舶所有者等	SO2-5140（漁船登録番号）、有限会社生栄網
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	左舷船首部及び船尾部の船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、約4ノットの対地速力で初島南西方沖を北東進中、船長が、操舵室にある椅子に腰を掛け、単独で手動操舵により操船に当たっていたところ、居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、初島漁港付近の浅瀬に乗り揚げた。
分析	本船は、初島南西方沖を北東進中、単独の船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、初島漁港付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、椅子に腰を掛けた楽な姿勢で操船に当たっていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、初島南西方沖を北東進中、単独の船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過し、初島漁港付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・眠気を感じたら、椅子から立ち上がり、外気に当たるなどして眠気を払拭すること。